

会議報告



国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2017年4月)

企業会計基準委員会 専門研究員

こにしけんたろう

小西 健太郎

I はじめに

2017年4月24日と4月27日に、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)の会議が開催された。4月のIASB会議では、以下の論点が議論された。

- 保険契約
- 料金規制対象活動
- 米国財務会計基準審議会(FASB)の教育セッション—財務業績報告
- IFRS基準の適用及び維持管理
- 事業の定義

本稿では、同会議において議論された主な事項について、論点の概要及び暫定合意の概要等について紹介する。なお、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Update」¹及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²を参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

II 保険契約

IASBは、IFRS第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」という。)の導入を支援するための戦略に関するアップデートを受けた。

これには、移行リソースグループ(Transition Resource Group; TRG)の目的やTRGメンバーの選任方針も含まれていた。TRGメンバーは、法域間のバランスも考慮しつつ、さまざまな種類の保険商品に関する専門知識を有する作成者及び監査人から選任することを予定しており、オブザーバーには健全性規制当局及び証券規制当局の関係者を予定しているとのことであった。

IASBは、IFRS第17号を2017年5月18日に公表した。IASBが導入をどのように支援するのかに関する追加的な情報は、今後、提供される。

III 料金規制対象活動

背景

2017年2月開催の会議では、料金規制対象活動の新会計モデルの原則及び一般的アプローチが議論されたが、IASBは、当該モデルで提案された概念は不必要に混乱を招き、複雑であるとして、関連するトピックの議論を延期し、スタッフに対して新会計モデルの基礎となる概念の明確化を求めた。このため、新会計モデルについての記述が改訂され、今回の会議で改めて提示された。

今回の会議で議論された主な論点

今回の会議では、料金規制対象活動に関する、次の内容について議論が行われた。

- ▶ 新会計モデルのアプローチの要約



主な暫定合意事項

今回の会議においては、暫定合意等は何も行われなかった。

今後の予定

今後の会議において、上記のスタッフ提案についてのIASBのコメントが求められる。

また、今後の会議において、次のトピックについて議論を行う予定である。

- ▶ 測定、減損及び認識の中止
- ▶ 表示及び開示
- ▶ 他のIFRS基準との関係(IFRS第3号「企業結合」(以下「IFRS第3号」という。)、IFRIC解釈指針第12号「サービス委譲契約」を含む。)
- ▶ 概念フレームワークとの整合性の評価
- ▶ 米国会計基準のトピック980「規制事業」との比較
- ▶ 移行及びIFRS第14号「規制繰延勘定」の撤回

IV 米国財務会計基準審議会 (FASB) の教育セッション—財務業績報告

FASBは、業績計算書(the performance statement)に表示された情報の目的適合性を改善する方法を評価することを目的として、財務業績報告プロジェクトに着手してきた。当該プロジェクトが、IASBの実施する基本財務諸表プロジェクトと共通する論点を扱うことから、IASBからFASBに対して、説明の依頼があったものである。

今回の会議では、FASBがこれまでに実施した、次の領域を対象としたリサーチについて、FASBスタッフから説明がなされた。

- ▶ 業績情報の分解
- ▶ 業績計算書の構成

IASBからFASBスタッフに対して質疑がなされたが、特段の決定は行われていない。IASBは、今後も基本財務諸表プロジェクトに関する議論を継続する予定である。

V IFRS基準の適用及び維持管理

1. 金融負債の認識の中止に係る「10%」テストに含めるべき手数料及びコスト

背景

IFRS解釈指針委員会(以下「解釈指針委員会」という。)は、過去に、金融負債の認識の中止に係る、いわゆる「10%」テストに含まれる手数料及びコストの範囲について明確化を求める要望を受け、議論を行った。解釈指針委員会は、2016年5月に、企業と貸手との間で授受される手数料(企業又は貸手が他の当事者に代わって授受する手数料を含む。)のみを含めるべきであると結論付け、この影響についてのアジェンダ決定案を公表することとした。

アジェンダ決定案に対して受け取ったコメントに照らして、解釈指針委員会は、2016年9月及び11月の技術的結論を再確認したが、次回の年次改善サイクルの一部としてIFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)の修正を提案することをIASBに提言した。

今回の会議で議論された主な事項

今回の会議では、次の内容について議論が行われた。

- ▶ 解釈指針委員会の暫定合意



主な暫定合意事項

次の内容について、暫定合意が行われた。

- ▶ 次回の年次改善サイクルの一部としてIFRS第9号の修正を提案すること
- ▶ 企業が当該修正を最初に適用する年次報告期間の期首以降に生じる金融負債の条件変更又は交換のみに当該修正を適用する旨を提案すること

今後の予定

今後の会議において、IASBは、IFRS第9号の修正案に関する

るコメント期間と、実施されたデュー・プロセスのステップについて審議する。

2. IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の修正

背景

2016年12月に開催された会議において、IASBは、IAS第19号「従業員給付」（以下「IAS第19号」という。）及びIFRIC解釈指針第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」（以下「IFRIC第14号」という。）の修正案に関する解釈指針委員会の提案について議論した。その際、IASBは、軽微な制度事象（minor plan event）を修正の範囲から除外しないことの影響を解釈指針委員会が再検討することを条件として、当該修正案を最終化する旨の暫定合意を行った。

今回の会議で議論された主な事項

今回の会議では、次の内容について議論が行われた。

- 軽微な制度事象
- 経過措置



主な暫定合意事項

次の内容について、暫定合意が行われた。

- 軽微な制度事象をIAS第19号の修正の範囲から除外しないこと
- 企業は、IFRIC第14号の修正を遡及適用すべきであること（ただし、IAS第19号の範囲外の資産の帳簿価額の修正については遡及適用を免除する。）
- 企業は、発効日以降に生じる制度事象に対し、IAS第19号の修正を将来に向かって適用すべきであること
- この修正には、初度適用企業に対する経過措置を設けるべきではないこと

今後の予定

今後の会議において、IASBは、IFRIC第14号の修正により予想される影響に関する情報の提供を受け、発効日及びデュー・プロセスのステップについて審議する。

3. IFRS第3号及びIFRS第11号の修正

背景

解釈指針委員会は、2017年3月の会議において、公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」に含まれているIFRS第3号及びIFRS第11号「共同支配の取決め」（以下「IFRS第11号」という。）の修正案に対して寄せられたコメントについて審議した。

IFRS第3号の修正案は、共同支配事業者又は共同支配事業の参加者である企業が、共同支配事業である事業に対する支配を獲得する場合に、段階取得に対する要求事項（共同支配事業について従来保有していた持分を公正価値で再測定することを含む。）を適用する旨を明確化するものである。

また、IFRS第11号の修正案は、共同支配事業の参加者である企業が、持分の追加取得により共同支配事業である事業に対する共同支配を獲得する場合に、共同支配事業について従来保有していた持分を再測定しない旨を明確化するものである。

解釈指針委員会は、共同支配事業について従来保有していた持分に何が含まれるのかという点（この点について、解釈指針委員会は結論に至ることができず、IASBに対し、追加的な検討が必要であるとした。）を除き、修正案を実質的に変更することなく最終化することをIASBに提言した。

今回の会議で議論された主な事項

今回の会議では、次の内容について議論が行われた。

- 修正案に対して寄せられたコメントの分析
- 「従来保有していた持分」の明確化



主な暫定合意事項

次の内容について、暫定合意が行われた。

- IFRS第3号及びIFRS第11号の修正を実質的な変更なしに最終確定すること
- IFRS第3号の修正において、企業が共同支配事業である事業に対する支配を獲得する際に、当該事業に対して従来保有していた持分の全体を再測定する旨を明確化すること

今後の予定

今後の会議において、IASBは、発効日及びデュー・プロセスのステップについて審議する。

Ⅵ 事業の定義

背景

IASBは、公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」（以下「公開草案」という。）に対して寄せられたコメントについての審議を継続した。公開草案では、企業が取得した活動及び資産の組合せがIFRS第3号に定める「事業(business)」に該当するかどうかを判定するためのコスト低減を目的として、取得した総資産の公正価値が実質的に単一の識別可能な資産又は類似した識別可能な資産のグループに集中している場合には、取得した活動及び資産の組合せは事業ではないと判断する「選別テスト(screening test)」の導入が提案されている。また、公開草案では、選別テストは「条件を満たせば確定するもの(determinative)」とすることが提案されている。

今回の会議で議論された主な事項

今回の会議では、事業の定義に関する、次の内容について議論が行われた。

- 選別テストに対して寄せられたコメントの分析



主な暫定合意事項

次の内容について、暫定合意が行われた。

- 選別テストの実施を取引ごとに任意とすること
- 選別テストが「条件を満たせば確定するもの」であることを確認すること
- 選別テストにおいて考慮される総資産から次のものを除外する旨を明示すること
 - 繰延税金負債の影響により生じたのれん
 - 繰延税金資産
- 選別テストのための「単一の資産」に関するガイダンスは、取得した資産のうちの1つが使用権資産³である場合にも適用される旨を明確化すること
- 選別テストにおいて、資産が「類似」している場合には、企業はそれぞれの単一の資産の性質と、当該資産からのアウトプットの管理及び創出に関連するリスクを考慮すべきである旨を明確化すること
- どのような資産が単一の資産又は類似した資産のグループとみなせるのかに関する新たなガイダンスは、IAS第38号「無形資産」（以下「IAS第38号」という。）の第36項における類似した資産に関する既存のガイダンスや、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第38号及びIFRS第7号「金融商品：開示」における「クラス」という用語を変更することを意図したものではない旨を明確化すること

今後の予定

今後の会議において、IASBは、公開草案に含まれていた他の提案に対して寄せられたコメントについて審議する。

<注>

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 <https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/iasb.html>
- 3 IFRS第16号「リース」において定義されている。